

2 大規模小売店舗の届出に係る事前協議について

法に基づく届出をする場合には、事前に浜松市産業部産業振興課と協議を行ってください。

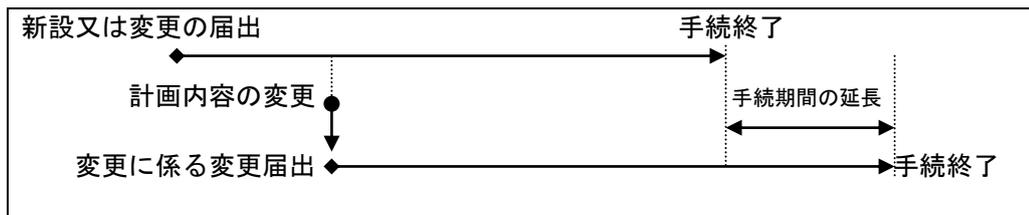
以下の届出の場合には計画概要書（浜松市大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）第 1 号様式）の提出をお願いします。計画概要書を提出することにより事前審査が行われるため、届出後の手続を円滑に進めることができます。届出前にこの協議期間が必要となりますので、十分余裕を持って準備してください。

- ・ 法第 5 条第 1 項の届出
- ・ 法第 6 項第 2 項の届出
- ・ 法附則第 5 条第 1 項の届出

1 事前協議の必要性について

この計画概要書による事前協議は運用要綱第 5 条に基づいて行うもので、以下のとおり手続の円滑化が図られますので御協力をお願いします。

- (1) 法に基づく届出書を市が受理すると、その概要を公告し届出書類は縦覧に供します。このため、届出後に計画変更が行われ届出内容を変更した場合には、新たに変更届の提出が必要となり、手続終了までの期間が延長されることとなります。
- (2) このような届出後の変更を回避するには、事前に関係機関の助言や指導を受け、他法令等の規制内容との整合を図った上で届出書等を作成することが必要です。このため、届出前に計画概要書による事前協議を行った後に、届出書を作成することで、事務手続の手戻りを無くし、届出から開店（変更）までの期間を短縮することになります。



- (3) 法第 6 条第 4 項ただし書きに定める軽微な変更の認定を受けようとする届出者は、計画概要書の提出時に併せて協議を行ってください。

○ 計画概要書とは

大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項は国が「指針」として定めており、設置者は届出店舗についてどのような配慮を行うかを明らかにすることが必要とされています。届出を受理した市は、主としてこの点を審査することとなります。

規則で定められた事項及びその他「指針」に基づく配慮事項の内容をまとめたものが計画概要書です。

2 手続の流れ

- (1) 計画概要書は運用要綱第1号様式により、産業振興課及び関係課、警察署等の助言・指導を受けて作成してください。

届出条項による記載範囲

届出条項	記載範囲
第5条第1項(新設)	「計画概要書」様式の全項目
第6条第2項(変更)	「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項目及び変更事項を実施するに当たり、その影響を考慮する必要がある項目
附則第5条第1項(既存店の変更)	「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項目(第5条第1項の届出に準ずる)

- (2) 提出部数は、市が内容に応じて指示します。
- (3) 市は、計画概要書の内容について庁内関係部署（浜松市大規模小売店舗立地調整会議）から提出された助言等を取りまとめ、届出者に通知します。
- (4) 市からの助言等への対応について措置報告書（運用要綱第2号様式）を提出してください。
- (5) 市からの助言等を踏まえ、内容の修正や書類の追加・差替えを行い、届出書を作成してください（概要書の様式は表紙面を届出書様式に代えると、そのまま届出書類として利用できます。）。

3 提出先

〒430-8652

浜松市産業部産業振興課 所在地 浜松市中央区元城町103-2

電話 053-457-2285

Fax 053-457-2283

(参考)

浜松市大規模小売店舗立地調整会議 (令和6年1月1日現在)

関係課	担当
産業振興課	大規模小売店舗立地法、市商業集積ガイドラインに関すること
都市計画課 北部都市整備事務所	都市計画法、市都市計画マスタープランに関すること
土地政策課	国土利用計画浜松市計画、土地利用事業、開発行為、地区計画に関すること
道路保全課	道路、河川、水路、都市下水路の管理に関すること
道路企画課	道路、橋梁の整備に係る調査、企画、調整に関すること
交通政策課	都市交通施策、交通安全対策、駐車場法に関すること
建築行政課	建築基準法、建築に関すること
環境保全課	騒音、振動、市環境創造条例に関すること
ごみ減量推進課	一般廃棄物の処理、リサイクルに関すること
産業廃棄物対策課	産業廃棄物の処理に関すること
次世代育成課 (青少年育成センター)	青少年の健全育成に関すること
土木整備事務所	道路、河川、水路、都市下水路の管理に関すること
県警本部	交通問題に関すること